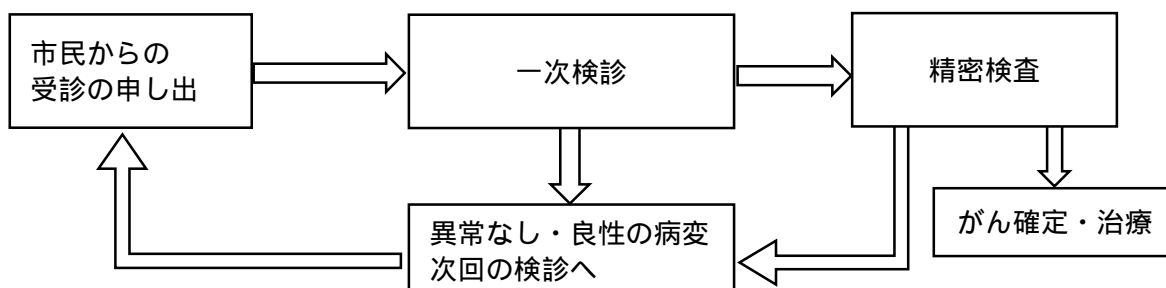


佐世保市乳がん検診業務委託仕様書

本契約に基づく乳がん検診については、次のとおり実施すること。

○がん検診の流れ



下の ～ の各項目について、カッコ内の項番に示す内容により実施する。

一次検診の実施

- 検診対象者かどうか確認すること（項番「 1 , 2 , 3 」）
- 受診者から負担金を徴収すること（項番「 4 」）
- 一次検診を実施すること（項番「 5 , 6 , 7 , 8 」）。
- 一次検診の結果を受診者に通知すること（項番「 9 」）

精密検査の実施

- 精密検査を実施すること（項番「 1 1 」）

報告・委託料の請求

- 検診結果を市へ報告し、委託料を請求すること（項番「 1 0 , 1 3 」）

その他の事項

- 記録を保管すること（項番「 1 2 」）
- 精度管理に努めること（項番「 1 4 」）
- 仕様書に定めがないものの取扱い（項番「 1 5 」）

1 . 検診の対象者

- 佐世保市に住民票がある 3 0 歳以上の女性
やむを得ない事情により住民票を佐世保市に異動できない方への実施も可。
その場合は健康づくり課に問い合わせて確認すること。

2 . 検診の対象者の例外

次のいずれかに該当する場合は、佐世保市乳がん検診の対象とはならない。

「 3 . 対象者の確認方法について」に従い、十分に確認をすること。

- (1) 乳房疾患で治療中、定期観察中の者
- (2) 4 0 歳以上の女性で、乳房 X 線撮影ができない者
 - (ア) 妊娠中・授乳中の者
 - (イ) ペースメーカーを使用している者 ()
 - (ウ) 豊胸手術をした者
 - (エ) C V ポートが留置されている者 ()
 - (オ) 身体的な障がい等の理由で、立位保持が困難である者 ()

ただし、(イ) (エ) (オ) に該当する者で乳がん検診の受診を希望する場合は、

- 検査精度の低下の可能性を了解の上、乳腺超音波検査及び視触診を受診できる。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律第 7 条に規定する医療保険各法に基づく健康保険組合等並びに事業所・施設等が保健事業・福利厚生等として実施する乳がん検診を受けることができる者(やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。)
- (4) 年度内 (4 月 1 日 ~ 翌年 3 月 31 日) に佐世保市乳がん検診を受診済みである者

3 . 対象者の確認方法について

次の方法で実施する。

- (1) 受診者への聞き取り
- (2) 各種被保険者証など
- (3) 佐世保市乳がん検診カルテ (自院で保管している分のみ)
- 不明な点がある場合は、健康づくり課に問い合わせができる。
- (平日 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に限る)

上記 (1) ~ (3) の確認をせず「 2 . 検診の対象者の例外」に該当するものに検診をした場合、委託料を支払えないこととなるので十分注意すること。

4 . 受診者の負担金

受診者の負担金は次のとおり。実施医療機関で徴収する。

検査内容	年齢	受診者の負担金
乳腺超音波検査 + 視触診	30 ~ 39 歳、 40 ~ 69 歳 PM・CV・VP	1 , 4 0 0 円
	70 歳以上 PM・CV・VP	7 0 0 円
乳房 X 線検査両側 2 方向 + (視触診)	40 ~ 49 歳	1 , 6 0 0 円
乳房 X 線検査両側 1 方向 + (視触診)	50 ~ 69 歳	1 , 2 0 0 円
	70 歳以上	6 0 0 円

上記「PM・CV・VP」は、ペースメーカー使用者、CVポート留置者、VPシャント施行者、立位保持が困難なもので乳がん検診を希望する者

視触診の実施の有無にかかわらず、負担金は同額を徴収すること。

保健所で乳房 X 線撮影を受ける方は、下表の金額を医療機関で徴収する。自己負担金の残りの額は、保健所で徴収する。

年齢	受益者の負担金
40 ~ 69 歳	4 0 0 円
70 歳以上	2 0 0 円

ただし、次に該当する方は、上記にかかわらず負担金は無料。

佐世保市国民健康保険加入者

生活保護受給者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者

節目検診の対象とする者 (実施年度の 4 月 1 日現在、40 歳・50 歳・60 歳の者)

医療機関窓口において各種証明書等を確認すること。
市への報告の際に、確認した証明書等（コピー可）を併せて提出すること。

5. 検診項目

検査項目及びその対象は次の通りとする。

- 1 問診＋視触診＋乳腺超音波検査
 - (1) 30～39歳
 - (2) 40歳以上のペースメーカー使用者、C Vポート留置者、立位保持が困難なもので乳がん検診を希望する者
- 2 問診＋（視触診）＋乳房X線検査
 - (1) 40歳以上

V Pシャント術を受けた方については、乳房X線検査と乳腺超音波検査それぞれの長所と短所を受診者が承知した上で1または2を選択する。

6. 検診実施方法

- 1 問診

がんの家族歴、既往歴、月経および妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診の受診状況等を聴取する。また、視診、触診の実施について、受診者に確認をする。
- 2 視診（受診者の同意を得た方にのみ実施する）

乳房、乳房皮膚、乳頭及び腋窩の状況観察を行う。
- 3 触診（受診者の同意を得た方にのみ実施する）

乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。
- 4 乳房X線検査

両側乳房について、40歳から49歳までは、内外斜位方向及び頭尾方向の2方向撮影を行う。50歳以上については、内外斜位方向の1方向撮影を行う。
読影にあたっては、次の点に十分留意すること。

 - (1) 読影に関して十分な経験を有する複数の医師によって行うこと。
 - (2) 故意または重大な過失がないようにすること。
- 5 乳腺超音波検査

両側乳房をくまなく走査し、異常のある場合はその部位を少なくとも2方向から撮影する。異常のない場合にも少なくとも両側のC領域を撮影する。
探触子は、乳腺用（表在臓器用）を使用することとする。
- 6 検診後の自己触診等の指導

受診者に対し、定期的に乳がん検診を受診することの重要性だけでなく、乳がんの自己触診の方法、しこりに触れた場合の速やかな医療機関の受診、又その際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について普及啓発を図るように努める。

7. 乳房X線撮影装置を設置していない医療機関での検診の流れ

- 1 医療機関は、問診と、受診者の同意があれば視触診を実施し、保健所で実施する乳房X線検査の予約を行う。
- 2 保健所での撮影後は、佐世保市が委託する機関での読影を経て、結果を医療機関に報告する。
- 3 医療機関は、問診（と視触診）読影結果により、精密検査の必要の有無を判断す

る。

8 . 乳房X線撮影の読影を行う医療機関における注意事項

- 1 読影に関して十分な経験を有する複数の医師によって、故意または重大な過失がないように責任をもって読影を行う。
- 2 読影医師及び撮影技師は、日本乳がん検診精度管理中央機構（以下「精中機構」という）の主催、若しくは共催する講習会を受講するよう努める。また、読影認定医師及び撮影認定技師の資格を取得するよう努める。
- 3 精中機構・施設画像評価委員会のマンモグラフィ検診施設画像評価を受け施設認定を取得するよう努める。

9 . 受診者への結果通知

検診の結果は、一次検診実施機関から受診者に速やかに通知する。

精密検査が必要な方については、適切な受診指導を実施すること。

10 . 市への報告・請求

次の書類をまとめて検査月の翌月20日までに報告すること。

- がん検診（一次）委託料請求書 委託料の支払は一次検診のみ
- 受診者名簿（検診結果を記入すること）
- 佐世保市乳がん検診カルテ
カルテは4枚複写となっている。
 - 1枚目 医療機関保存用（検診実施機関で保管すること）
 - 2枚目 佐世保市報告用（請求書と共に佐世保市へ提出すること）
 - 3枚目 受診者への通知用（受診者に渡すこと）
 - 4枚目 精密検査医療機関提出用（精密検査医療機関に提出すること）
- マンモグラフィ読影所見用紙
3枚複写となっている。
 - 1枚目 医療機関保存用
 - 2枚目 精密検査医療機関提出用
 - 3枚目 佐世保市報告用
- 乳腺超音波検査所見用紙
3枚複写となっている。
 - 1枚目 医療機関保存用
 - 2枚目 精密検査医療機関提出用
 - 3枚目 佐世保市報告用

11 . 精密検査の実施

精密検査機関は、十分な精密検査が可能な機関とする。

一次検診からの流れは次のとおり。なお、**精密検査は保険診療扱いとする。**

一次検診実施医療機関

乳がん検診精密検査結果連絡票を作成して受診者へ渡し、精密検査の受診を勧める。

精密検査実施医療機関に乳がん検診精密検査結果連絡票を提出するよう受診者に説明すること。

精密検査医療機関

検査実施後、精密検査の結果を受診者に説明し、乳がん検診精密検査結果連絡票を用いて結果をすみやかに佐世保市に報告する。

佐世保市

精密検査実施医療機関から精密検査結果を受領後、佐世保市は一次検診医療機関へ乳がん検診精密検査結果連絡票を用いて報告する。

1 2 . 記録の整備

検診実施医療機関において乳房X線画像、乳腺超音波検査画像及びカルテ等は、少なくとも5年間保存すること。(画像は電子保存も可)

1 3 . 委託料の支払

委託料の支払は、一次検診が対象となる。

報告内容を佐世保市で確認した後、各医療機関に支払う。

佐世保市での確認の際、内容に疑義があった場合は、医療機関に対して電話等で照会をおこなう。

また、照会の結果、委託料を支払えないこととなる場合がある。

委託料支払の可否は下表のとおりとなるので留意すること。

例	医療機関での対象者確認	委託料の支払
年度内2回目の受診 (1回目と2回目の医療機関が同一の場合)		支払わない
年度内2回目の受診 (1回目と2回目の医療機関が異なる場合)		支払う
佐世保市に住民票がない者の受診	受診者への聞き取り、被保険者証などの確認を行った	支払う
	受診者への聞き取り、被保険者証などの確認を行っていない	支払わない
上記以外の場合		その都度協議する

1 4 . 精度管理について

がん検診の質の向上を図るため、事業評価を実施する。

佐世保市より事業評価のためのチェックリストを送付された際は必ず回答すること。また、チェックリストの内容は、厚生労働省から求められている基準である。がん検診の精度向上のため、チェックリストの項目を満たした検診の実施に努めること。

1 5 . その他

この仕様書にない案件等が生じた場合は、佐世保市と佐世保市医師会で協議を行い決定する。